

# 公 募 公 告

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター庁舎内において、厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター支部から委託を受けて売店・公衆電話の設置・運営する者を、下記のとおり公募します。

平成28年6月29日

厚生労働省共済組合

国立障害者リハビリテーションセンター

支部長 飛松 好子



## 1. 委託業務の実施場所

福岡市西区今津4820番地の1

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター

## 2. 業務内容

(1) 売店 1者

(2) 公衆電話 1者

(詳細は公募要領参考1「事業内容」及び別紙1「契約書(案)」、別紙2「覚書(案)」による)

## 3. 委託期間

平成28年9月1日から平成29年3月31日 まで

(ただし、平成31年3月31日まで契約更新可。)

## 4. 応募資格

(1) 当該事業に関する契約を当センターとの間で直接締結等できる法人等であること。

※個人経営も可能

(2) 障害者への適切な理解とそれに基づく具体的な配慮があるもの。

(3) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

(4) 不正及び不誠実な行為がないこと。

(5) 公募要領等の交付を受けた者であること。

(6) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関す

- る法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (11) 暴力団又は暴力団員及び（7）から（10）までに定まる者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
  - (12) 不測な事態が起きたときには適切に対応できること。

5. 選考方法 公募による企画競争による。

6. 提出書類  
公募要領のとおり。

7. 公募要領等の交付

- ・日 時 平成28年6月29日（水）～平成28年8月12日（金） 12：30
- ・場 所 福岡視力障害センター 庶務課庶務係

8. 応募締切日

平成28年8月12日（金） 17：00必着

9. 書類提出先

〒819-0165 福岡市西区今津4820番地の1  
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター庶務課庶務係  
なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

10. 本件問い合わせ先

〒819-0165 福岡市西区今津4820番地の1  
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター庶務課庶務係  
TEL：092-806-1361 FAX：092-806-1365 E-mail：eto-masayuki@rehab.go.jp